

意匠分類記号	意匠分類の名称
H2-19	回転電気機械部品及び付属品

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」

旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-19	全	回転電気機械 部品及び付属品

参考分類・参考物品

分類記号	分類の名称 または 物品の名称
K8-19	動力機械器具部品及び付属品：風車用翼

再掲載指示


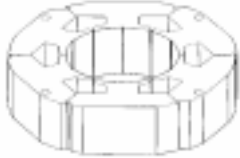
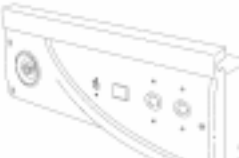

分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品

電動機用磁心	鉄心	ファンモータのステータ
洗濯機用モータの回転子	風力発電機用風車	風力発電機用風車の翼

定義

回転電気機械にのみ使用される部品及び付属品。

登録 1171634 モーター用固定子 	登録 1059888 電動機用固定子鉄心 	登録 1140375 発動発電機用コントロールパネル 	登録 1091281 電動機用回転子 
--	---	--	---

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

コイル用磁心はH1-439へ。

■風車について■

- H2-110 風力発電機
- H2-19 風力発電機用風車、風力発電機用風車の翼
- K8-10 発電用以外(粉挽き等)を目的とする風車
- K8-19 風車用翼

↓
 ただし、これらは外観では判断できない。「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」等に、『発電用』と記載されているものはH2、発電用以外のものや、特に使用目的の記載されていないものはK8に分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

--

過去に分類した物品の名称

--